

令和5年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点について

兵庫県が求める教員としての素養を備えた優秀な人材を確保するため、令和5年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験において、以下の点について変更する。

1 臨時講師及び会計年度任用職員の経験を有する者の加点条件の緩和

複雑化・多様化する児童生徒や保護者に対応するには、学校現場での一定の経験がより必要となっていることから、臨時講師及び会計年度任用職員として経験を有する者について、次のとおり加点条件を緩和する。

出願時において本県内にある公立学校（神戸市立学校を除く）及び国公立大学法人附属学校において常勤の臨時講師または会計年度任用職員[※]として任用をされている者（在籍校種及び担当教科は問わない）を加点対象とし、教職経験により下表のとおり加点する〔第1次選考試験における加点：20点または10点〕

平成31年4月1日～令和4年3月31日の本県内の学校（ <u>国公立、校種及び担当教科を問わない</u> ）における教職経験	加 点
常勤の臨時講師として2年以上	20点
常勤の臨時講師 または 会計年度任用職員 [※] として1年以上	10点

※ 会計年度任用職員は「非常勤講師」「育児短時間勤務補完職員」「再任用職員補完職員」「新学習システム推進員」「教科担当講師」を示す。

※ 会計年度任用職員の週あたりの勤務時間数は問わない。

2 多分野で活躍できる人材の確保（新規）

学校教育において様々な分野で活躍できる人材の育成・確保を図るため、第1次選考試験における加点措置の対象に部活動に関する指導者資格（下表の資格）を有する者を新たに追加する。

下表の該当する資格のいずれか1つについて加点する。

対 象	加 点
1 日本スポーツ協会公認 競技別指導者資格	10点
2 各種競技団体が認める 審判資格	5点
3 各種団体が認める文化庁活動に関する指導者（師範等）資格	

3 現職筆記試験免除条件の緩和

即戦力となる優秀な現職教員を確保するため、現職教諭の筆記試験免除条件を次のとおり緩和する。

公立学校の現職の教諭、養護教諭または栄養教諭で、令和5年3月31日現在、下表に示す教職経験を2年以上有する者について筆記試験を免除する。

区分・教科	2年以上の教職経験
「小学校・特別支援学校」	受験する第1希望と同一校種の教職経験
「中学校・特別支援学校」	第1希望が中学校の場合： <u>中学校または高等学校に在籍し</u> 、受験教科と同一の教職経験 第1希望が特別支援学校の場合：特別支援学校における教職経験
「高等学校」	<u>中学校または高等学校に在籍し</u> 、受験教科と同一の教職経験
「特別支援」「養護教諭」 「栄養教諭」	受験区分と同一の教職経験

※中学校「社会」と高等学校「地理歴史・公民」は同一教科とみなす。
※教職経験の「小学校」は義務教育学校（前期課程）を含み、「中学校」は義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）を含み、「高等学校」は中等教育学校（後期課程）を含む。

4 ICTを活用した模擬授業実施教科の拡大

全ての教員がICTを活用し、児童生徒に個別最適化された授業実践を行うことが求められる中、ICT機器の活用を含めた授業実践力を評価するため、次の教科においてICTを活用した模擬授業を実施する。

「中学校・特別支援学校（数学）」

「中学校・特別支援学校（社会）」

「中学校・特別支援学校（技術）」

「高等学校（数学）」

「高等学校（地理歴史・公民）」

※ 実施方法、内容については別途、連絡する。

※ なお、ICT教育に関する資格の加点措置についても現在、検討中である。（詳細は後日、県教育委員会教職員課のHP（<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html>）で発表予定）